

長良川鵜飼文化応援団会員規程

(目的)

第1条 この規程は、長良川鵜飼文化応援団（以下「応援団」という。）の会員に関し、長良川鵜飼文化応援団規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 会員として新たに入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）により、会長に申し込まなければならない。

(特典)

第3条 個人会員及び団体会員は下記の特典を有する。

(1) 会費の希望する日（会員自身で予約をする）に会期中1回鵜飼観覧船に乗船することができる。但し、会費納入後、送られてくる会員乗船券を乗船当日窓口へ持参が必要となる。会員乗船券を乗船当日持参しない場合は特典を受けることができない。

(2) 応援団が指定する施設等の割引を受けることができる。

2 前項の特典を受ける場合は、会員証の提示を行わなければならない。

(会費)

第4条 個人会員及び団体会員は、規約第16条に定める金額を、毎年度7月末日までに納入しなければならない。ただし、新規加入のときは、入会決定後すみやかに納入するものとする。

(会員証)

第5条 応援団は、個人会員及び団体会員に会員証を交付する。

2 会員証の交付数は、個人会員にあっては、会員1名に1枚とし、団体会員にあっては、年会費1口につき2枚とする。

3 事務局は、会員証を失い、破り、汚し又は氏名を変更したため再交付を申請した会員に、有償で会員証の発行を行う。

4 個人会員及び団体会員は、会員の資格を喪失した場合、すみやかに会員証を返却しなければならない。

(会員の資格喪失)

第6条 会員は、次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 2年以上会費を滞納したとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 死亡または失踪宣告を受け、若しくは会員である団体が消滅したとき。

(5) 暴力団または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると判明したとき。

(退会)

第7条 会員は、退会届（様式第2号）を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、役員会において3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えな

なければならない。

- (1) 応援団の規約に違反したとき。
- (2) 応援団の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会費の不返還)

第9条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

入会申込書

年 月 日

長良川鵜飼文化応援団 会長 様

長良川鵜飼文化応援団の目的に賛同し、下記のとおり会員として加入を申し込みます。

記

申 込 み 種 別	申 込 金 額
個 人 会 員	円
団 体 会 員	円
サ ポ ー タ ー	

※個人（年間）：1 口 2,000 円（1 人 1 口のみ） 団体（年間）：1 口 10,000 円

住 所 又は所在地	〒 ー
(フリガナ) 企業・団体名	
(フリガナ) 氏 名 代表者・役職 又は所属	印
事 業 内 容	
連 絡 先	TEL : () ー FAX : () ー URL : E-mail :
希望する活動	

※個人会員は住所、氏名、連絡先、希望する活動のみご記入ください。

※ご記入いただきました情報は、使用目的以外に利用することはありません。

PC 入力	入力日	入金日	会員証	発行日

退 会 届

年 月 日

長良川鵜飼文化応援団 会長 様

長良川鵜飼文化応援団会員を下記の理由のため、退会いたします。

記

住 所 又は所在地	〒 —
(フリガナ) 企業・団体名	
(フリガナ) 氏 名 代表者・役職 又は所属	印
退 会 理 由	
連 絡 先	TEL : () — FAX : () — URL : E-mail :

※個人会員は住所、氏名、退会理由及び連絡先をご記入ください。

※ご記入いただきました情報は、使用目的以外に利用することはありません。

PC 入力	入力日	会員証	返却日